

航空自衛隊松島基地（昭和 51 年 12 月 28 日）告示第 1193 号
平成 25 年 3 月 29 日 宮城県告示第 265 号（一部改正 II）

地 域	地域の類型
基点（A）点 石巻市中浦一丁目地内 北緯 38 度 25 分 49.2 秒東経 141 度 16 分 10.3 秒 補助点（イ）点 北緯 38 度 25 分 10.5 秒東経 141 度 16 分 6.4 秒 （ロ）点 北緯 38 度 25 分 49.8 秒東経 141 度 15 分 58.5 秒 （ハ）点 北緯 38 度 24 分 4.1 秒東経 141 度 11 分 15.9 秒 （ニ）点 北緯 38 度 23 分 45.38 秒東経 141 度 10 分 27.87 秒 （ホ）点 北緯 38 度 23 分 14.12 秒東経 141 度 10 分 13.87 秒 （ヘ）点 北緯 38 度 22 分 41.7 秒東経 141 度 10 分 30.8 秒 以上の（イ）点から（A）点を直線で結んだ線、（A）点から（ロ）点までの国道 398 号の上り車線道路端の線、（ロ）点から（ハ）点までの国道 45 号の上り車線道路端の線、（ハ）点から（ニ）点までの仙石線軌道、（ニ）点から（ホ）点を直線で結んだ線、（ホ）点から（ヘ）点までの鳴瀬川左岸及び水際線に囲まれた地域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域並びに航空自衛隊松島基地の敷地を除いた地域	II